

# 蹉跎西小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

## 1 いじめ防止に関する本校の考え

### (1) 基本理念

いじめは人として許されない行為である。いじめは、子どもの健全な成長と将来に影響を及ぼす、人権に関わる大きな問題である。どの学校でも、どの児童にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が協力して未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。全教職員がいじめや、いじめを助長する行為、またその行為を傍観することを絶対に許さないという姿勢で些細なことでも親身に相談に応じることが大切である。

本校では自他ともに大切にし、協力し合う「心豊かな子ども」を教育目標の一つとしており、自分はもちろん他の人にも優しい子どもをめざすことを人権教育の重点に置いて取り組んでいる。いじめは人権に関わる大きな問題であるという認識のもとに、学校いじめ防止基本方針を定める。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が、在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うものではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(平成25年10月11日 文部科学大臣決定 「いじめ防止等のための基本的な方針」より)

#### 【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (3) いじめ防止・対応のための組織

#### ① いじめ防止対策委員会

##### 【構成員】

校長、教頭、教務主任（首席）、生徒指導主担者、各学年主任、養護教諭、支援教育コーディネーター

##### 【役割】

- ・ 学校いじめ基本方針の策定
- ・ いじめの未然防止
- ・ いじめの早期発見

- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画と実施
- ・年間計画進捗のチェック
- ・各取組の有効性の検証
- ・「学校いじめ基本方針」がPDCAサイクルにより機能しているかの点検と見直し

## ② いじめ事案対応会議

いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。

《 関係教員、心の教室相談員、その他関係諸機関等専門家 》

## 2 いじめ未然防止、早期発見のための取り組み

### (1) 基本的な考え

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が大切である。いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(平成18年度 大阪府教育委員会 「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために -いじめ防止指針-」より)

### (2) いじめの未然防止、早期発見のために

#### ① 全教職員での共通理解

いじめの未然防止、早期発見、対応については全教職員が共通理解する。

重大事案については、「いじめ防止対策委員会」を開催し、情報を共有する。

発生したいじめの事案、いじめになりうる行為は「いじめ防止対策委員会」で整理し、対策の方向性も含め、職員会議や緊急の場合は職員朝礼において情報の共通認識を図る。

「いじめ防止基本方針」が、PDCAサイクルにより、学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直していく。

#### ② 学級経営の充実

充実した学校生活が、いじめ防止の最も有効な対策であるという認識の下、下記の取り組みを行う。

- ◇ わかる授業づくり 児童ひとりひとりが参加・活躍できる授業を工夫し、充実感や自尊感情（自己肯定感・自己有用感）を高めるようにする。
- ◇ 集団づくり 学習規律、生活規律の正しいクラスづくり。  
自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。

#### ③ 学期ごとの「生活アンケート」の実施

学期ごとにいじめに関する「生活アンケート」を実施し、いじめの有無について確認をする。

その際、疑いのあるものについては必ず聞き取りを行い、児童の心に沿ったきめ細かな対応を行う。

#### ④ 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さから起こるいじめに対して道徳の授業では他人を思いやる心や人権意識を持たせ「いじめをしない。許さない。」という人間性豊かな心を育てることを目指し題材、資料などを考え取り扱っていく。

⑤ 情報教育の推進

情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者にならないように指導していく。

⑥ 保・幼・中との連携

小学校までの子ども同士の関係、小学校入学後の関係の情報の交換を行い、過去の発生した事案などの共有を行う。

⑦ 保護者・地域・関係機関との連携

保護者、地域、安全見守り隊またその他関係機関と連携して、小さな変化も見逃さず児童を見守るために連絡を取り、情報の収集や共有を図り、協力できる体制を作る。

⑧ 相談体制の確立

児童、その保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を作る。また、その相談体制・窓口を広く周知していく。(P. 5参照)

(3) いじめ防止に係る取り組みの年間計画

	主な取り組み	いじめ防止に係る 主な学校行事	いじめ防止に係る 主な児童会活動
4月	保護者・児童に対し、いじめ防止基本方針・いじめ相談窓口の周知を図る いじめ調査報告(毎月・市教委)		年間目標設定
5月		個人懇談会 PTA総会	なかよしフェスティバル
6月	生活アンケート	キャンプ	なかよし学級交流
7月	いじめ不登校調査報告(市教委)	個人懇談会	
8月	校内研修		
9月		修学旅行	
10月	さだ西いじめ防止月間	運動会	
11月	生活アンケート 学校教育自己診断		なかよし学級交流

12月	いじめ不登校調査報告（市教委）	個人懇談会	
1月	学校教育自己診断の保護者への報告		
2月	生活アンケート	学級懇談会	
3月	いじめ防止基本方針の見直し いじめ不登校調査報告（市教委）		なかよし学級交流

※毎月、いじめ防止対策委員会を開催し、各学年からの情報提供を行い、共通認識を図る。  
職員全体で周知・対応すべき問題には職員会議で報告する。

### 3 いじめに対する対応

#### (1) 対応の流れ

##### ①早期発見・早期対応

いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても見逃さず、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、指導を行う。

また、児童や保護者からいじめではないかとの相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。その際にはいじめられていた児童、いじめを知らせてきた児童の安全を確保するように配慮をする。

##### ②情報共有・事実確認

教職員は一人で抱え込まずに学年主任、教頭、生徒指導担当等に報告し、いじめ防止等の対策の組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有し、その後当該組織が中心となり、関係教員とともに、速やかに関係児童に事情を聴き取るなどして、いじめの事実の確認を行う。

##### ③教育委員会との連携

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。その後、教育委員会と連携を図りながら対応していく。

##### ④保護者との連携

被害・加害の保護者への連絡を行う。連絡については家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。また、必要に応じて、家庭における児童への指導の協力を求める。

##### ⑤警察との連携

特に重篤と感じられるいじめや犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた時には、被害児童を守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を相談する。

なお、児童に生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

##### ⑥重大事態発生の場合

重大事態が生じた場合には、「枚方市いじめ防止基本方針」（枚方市教育委員会作成）に則り、迅速に対応する。（P7）

**いじめかなと思ったら・・・(枚方市いじめ防止基本方針 より)**

**枚方市立蹉跎西小学校** 校長・教頭・担任・生徒指導担当等、誰にでも相談できます。

**枚方市子どもの笑顔を守るコール(いじめ専用ホットライン)** 児童・生徒に関するいじめの相談

072-809-7867 月～金の9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

**枚方市子ども総合相談センター**

子育て、親子関係友人関係のことなど、18歳未満の子どもに関する様々な相談

050-7102-3221 月～金の9時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)

**大阪府中央子ども家庭センター** 子どもや家庭についての相談

072-828-0161 月～金の9時～17時45分 (祝日・年末年始を除く)

**大阪府すこやか教育相談24** 0570-078310 年中無休24時間対応

# いじめ発生時チャート

いじめ発見

報告

教頭 生徒指導主担者への報告

レベル1 担任、学年での対応

レベル2～5 いじめ対策委員会の開催

校長、教頭、教務主任（首席）、生徒指導部いじめ対策委員会担当者、養護教諭、関係教員（担任、学年等）

教育委員会に状況を伝え、連携して対応を図る。

<報告書の提出>

レベル1

管理職に報告し、担任、学年で注意・指導を行う

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

レベル2

管理職・生徒指導部を含めた学校全体で共通理解を図り指導を行うレベル

担任・学年教員と共に、管理職・生徒指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

レベル3

警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル

管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校を指導すると共に、保護者にもはたらきかけ家庭で指導する。

レベル4

教育委員会が主導的な役割を担い、学校管理規定に則り出席停止措置を行い、警察と連携し校外での指導を行うレベル

教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

レベル5

学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

再発防止に向けて

継続的な観察・指導

保護者との連携

関係機関との連携

## 重大事態への対応チャート

### 重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校

報告

教育委員会

- 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生地の報告
- 調査の主体を判断する。

報告

市長

学校が主体で調査

教育委員会が主体で調査

### いじめ防止対策委員会

〔各学校に設置〕

<構成員>

- 当該学校の複数の教職員・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者・その他の関係者等

### 枚方市学校いじめ対策審議会

〔教育委員会に設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

### 枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

調査結果の報告

再調査

枚方市いじめ防止基本指針 P11より